

①健康面からの評価、医学関係者等の審議会への参加

学校への健康面からの評価を求めるかどうか、その場合、医学、心理学、教育学等の専門家も加えて（当審議会に参加してもらい）審議を行っていくべきか。

佐藤会長	【×】健康問題に関してコンセンサスの得られている知見がない限り、医学関係の専門家を招いても、審議会として納得できる結論を得ることはできません。よって、賛成できません。
半澤委員	【×】必要ない。
五十嵐委員	【×】必要ない。
西川委員	【○】再開発地域が商業地域であっても、小学校が存在する以上、児童の健康への影響について評価を行うべきだと考えます。明確な基準がないとされていますが、これまで行われてきた研究のレビューと専門家の意見を聞くことにより、審議会として一定の結論は出せるのではないのでしょうか？専門家には、一般論ではなく、当該地域の計画を十分知っていただいた上で意見を述べていただくことが望ましいので、審議会に参加していただくべきと考えます。
森本委員	【○】影響の大小を評価するうえでは、何らかの基準が必要。ビタミンDとストレスに関する既往研究をレビューし、科学的に明らかになっている知見を基に、審議会での基準を作成し、見解を出してはどうか。 ・そのうえで、「日照と健康」分野の専門家に、評価していただくのがよい。
遠井委員 別紙参照	【○】建築基準法による判断のみで、影響を評価することは妥当ではない。日照について、定量的な基準が存在しないとしても、児童生徒の健康及び学習環境への悪影響が懸念される以上、当事者間の協議が重要となる。当事者間の協議においては、関連する科学的知見について、十分な情報が提供される必要がある。従って、専門家の意見を求めることは必要であり、仮に専門家の意見聴取が困難であれば、最新の知見について、レビューを要請する方法もある。
宮木委員	【○】健康面からの評価は行うべき。審議会には健康面の専門家はいないので、専門家の参加も必要である。特に、紫外線減少については定量的な評価が可能なので、定量的な評価を行ったうえでその影響を医学的に評価してもらうことは可能だと思います。
村尾副会長	【△】加わっていただくことに反対はしませんが、これまでの専門家への意見聴取で十分ではないかと思います。
早矢仕委員	特段意見なし

②札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例にもとづく小学生の意見等の反映

子供が意見を表明できる場や機会を確保するため、当審議会に何らかの方法で係わらせるべきか。

佐藤会長	【×】一般論として子供の意見を反映させることは重要と思います。しかし、審議会では一般の人が意見を言うことは認められておらず、特定の子供だけにそれを認めるのは不自然です。必要であれば、学校側で意見を集約して文書で提出してもらいべきだと思います。ただし、前項と同じ理由で納得できる結論にはつながらないと思うので、賛成できません。
村尾副会長	【×】環境影響評価審議会はそのような場ではないと考えます。
半澤委員	【×】必要ない。
五十嵐委員	【×】必要ない。
森本委員	【○】先進的な条例をもつ札幌市のモデルケースとして行ってみてはどうか。小学校の関係者の署名活動が進められており、関心も高まっている。
遠井委員 別紙参照	【○】当事者間の協議に委ねるならば、審議会の進行上、審議会への子どもの出を要請することが必要とまではいえないものの、札幌市は子供の権利条例に基づき、子どもの意見表明の場を確保する義務があり、児童生徒に審議会での審議について説明して、これについて意見を表明できる場を設けるべきである。その際に審議会での意見表明が求められれば、子供の権利条例の条文に従って、配慮すべきである。
宮木委員	【○】札幌市は、先進的な子供の権利条約を持っており、子供の生活にとって重要なことと考えられるので、係わらせることは良いと思う。教育委員会や学校当局が主体的に行うべきことであるので、本件についての正式な回答を求めています。
西川委員	【△】影響を受ける当事者である小学生の意見反映は大切ですが、評価方法も含め、どのような方法が望ましいのか、十分検討すべきと考えます（今のところ良いアイデアがありません）。
早矢仕委員	特段意見なし

③周辺中高層建築物を含めた状況把握とそれを含めた複合影響評価

準備書では、現状と事業実施後との比較が不十分である。周辺の中高層建築物による日影状況を明確にし、当該建物による日影状況を複合的に予測、評価することを求めるか。

佐藤会長	【○】当該建築そのものによる影響をより正確に判断できると思うので、求めます。
宮木委員	【○】事業による影響は、現況との比較で行うべきであり、基本的には複合影響も含めて評価すべきである。
森本委員	【○】本来、開発する前の現状と、開発後で比較するのが環境影響評価という考えに立つと、現状の評価は改善の余地がある。
遠井委員 別紙参照	【○】当事者間の協議等において必要な情報であるため、少なくとも参考資料として必要。
西川委員	【○】事業実施後に小学校がどのような状況になるのかが問題であり、周辺建築物による影響も加えた複合的な予測を行わなければ意味がないと考えます。法律上は事業者既存の建物の影響まで配慮する責任はないのかもしれませんが、小学生の健康を守ることは何よりも大切です。
半澤委員	【×】必要ない。
五十嵐委員	【×】必要ない。
村尾副会長	【△】記載があった方が良いでしょうが、結論はあまり変わらないように思います。
早矢仕委員	特段意見なし

④評価結果の記載（回避について）の適切な説明

評価結果で回避されているという記載があるが、低減のみで回避についての説明がない。事業者から適切な回答がなければ、評価書で削除することを求めるか。

佐藤会長	【○】求めます。
宮木委員	【○】削除すべきである。環境影響評価法における「回避」の内容とは、「行為（環境影響要因となる事業行為）の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと」とされており、最も優先順位の高い措置である。このような措置は評価書では検討されていない。
森本委員	【○】開発案として、示されている２案の根拠が不明で不十分。現状の日照環境を損なわない案でなければ、回避とは言えない。 また、低減率の計算方法がおかしい。
西川委員	【○】「回避」を削除することは当然ですが、「低減」も計画案であるツインタワー案から影響が低減された新しい案が提出されたわけではなく、計画案より悪影響の大きい単独棟を持ち出して計画案より低減されているというのは、比較の方法としておかしいのではないのでしょうか？
半澤委員	【○】「低減」はされているが、「回避」はされていないので削除すべきである。
村尾副会長	【○】そう思います。
五十嵐委員	【×】必要ない。
遠井委員 別紙参照	【△】「回避・低減」についての記述については、①の評価検討の結果、学校への悪影響については不確実性が残る可能性があるため、事後調査を求めるか、少なくとも、当事者間で継続的に協議を行うことが望ましい、という記述を含めるべきであると考える。
早矢仕委員	特段意見なし

⑤審議会等で説明した資料等についての追加記載

準備書の記載内容は、説明が専門的、かつ、簡潔すぎる部分が多く、分かりやすい記載や説明表現を求めている条例の趣旨が反映されていない。審議会等で説明した資料等についても評価書に追加記載を求めるか。

佐藤会長	【○】求めます。
宮木委員	【○】求めるべきである。
森本委員	【○】求めます。
西川委員	【○】特に小学校の関係者に状況が理解しやすいよう、是非追加記載をお願いしたいと思います。
遠井委員 別紙参照	【○】建築基準法との適合性のみで影響を評価せず、中高層建築物と学校施設との関係について、特に配慮を行うことが望ましいと考えるため、この記述では不十分と考える。必要な情報については、可能な限り、追加して記載し、公表することが望ましい。
半澤委員	【×】必要ない。
五十嵐委員	【×】必要ない。
村尾副会長	【△】必要なものと必要でないものがあるように思いました。
早矢仕委員	特段意見なし

⑥その他

森本委員	・日照権に係る国会での質問主意書及び内閣回答（H14）によると、「小中学校に隣接する場所に高層建築物を立てる場合の、小中学校の日照権について文部科学省・国土交通省の見解」は「当事者間において解決されるべき問題」とされています。今回この趣旨を適用すれば、審議会では建設による影響評価をするが、それを受けて、どのように対応するかを決定するのは、事業者と小学校関係者です。 ・したがって、「建設前に、当事者間での協議の場を設ける」ことを答申に含めることを提案したい。
半澤委員	今後は事業者と小学校とで情報交換をよくされることを望みます。
五十嵐委員	・事業者としてもある程度検討をしており、日照に関する影響の低減を図ろうとしていることが読み取れる。 ・都心部に位置する小学校においては、周辺環境の変化による影響を受けることはある程度想定される。また、再開発による新たな入居者も小学校を利用することが想定される。 ・したがって、劣悪な環境とならなければ、日照時間の若干の低減はやむをえないと思われる。しかし、今後、双方（事業者と小学校）の情報交換を進め、必要に応じて、代替措置などを検討することがよいと思います。